

事務連絡

平成30年3月23日

大臣官房官庁営繕部 整備課特別整備室 課長補佐 殿

各地方整備局営繕部等 設計担当課長 殿

技術・評価課長 殿

北海道開発局営繕部 営繕整備課長 殿

技術・評価課長 殿

沖縄総合事務局開発建設部 営繕課長 殿

営繕監督保全室長 殿

大臣官房官庁営繕部

計画課 企画専門官(総括担当)

整備課 課長補佐(総括担当)

整備課建築技術調整室 課長補佐(施工担当)

整備課施設評価室 企画専門官

営繕工事の生産性向上に向けた施工段階における関係者間調整の円滑化について

標記について、別紙のとおり、発注者として実施する事項を取りまとめたので通知する。

営繕工事の生産性向上に向けた施工段階における関係者間調整の円滑化について

建設工事においては、現場への指示等(工事受注者に対する発注者の指示又は承諾)の遅れが手待ちを生じさせ、生産性を低下させる大きな要因となる。また、営繕工事では、現場への指示等に先立ち、発注者、設計者、工事監理者、工事受注者、施設管理者等の多様な関係者間での調整が必要となる場合が多い。

そこで、現場への指示等を適時に行うことができるよう、遅滞ない設計意図伝達などの既の実施している取組を含め、工事の各工程における関係者間調整を円滑化するために発注者として実施する事項を下記のとおり取りまとめた。

今後発注手続きを開始する営繕工事の実施に当たっては、公共建築工事標準仕様書等の関連する基準等の規定によるほか、下記により、関係者間調整を円滑化し、現場への指示等を適時に行うよう努めるとともに、工事受注者等が関係者間調整に係る業務の平準化を図ることが可能となるよう、余裕期間制度の更なる活用に努め、生産性向上に取り組むこととする。

記

1. 施工段階における関係者間調整の円滑化のために実施する事項

(1) 遅滞ない設計意図伝達

関係者間調整を円滑化するためには、設計意図を遅滞なく設計者から工事受注者等に伝達することが不可欠である。このため、設計意図伝達業務委託において、検討、報告等の期限が設定された場合は、これを遵守することなどを契約事項とすることにより、施工段階において遅滞なく設計意図を伝達することができるよう努める。

(2) 納まり等の調整の効率化

営繕工事においては、施工図等の作成に際し、施工上密接に関連する工事間で納まり等の調整を行うことを工事受注者に求めている。関係者間調整を円滑化するためには、この納まり等の調整が効率的に実施される必要があり、例えば次の①又は②のような各種ツールを活用した取組を促進する。

① 納まり等の調整用図面作成の効率化

工事受注者が納まり等の調整を行うに当たって、施工上密接に関連する各工事の情報を一元化した調整用の図面を作成する場合は、使用する表示記号についてのル

ール作成等において、必要に応じて「総合図作成ガイドライン」((公社)日本建築士会連合会)を参照してもらうことなどにより、図面作成の効率化が図られるよう努める。

② BIMの活用促進

「官庁営繕事業におけるBIMモデルの作成及び利用に関するガイドライン」(平成26年3月19日付け国営施第15号)において、工事受注者は自らの判断等によりBIM(Building Information Modeling)を導入して、納まり等の調整等の技術的検討を行うことができることとされている。その際、利用目的に応じてBIMモデルの詳細度についての関係者間での確認が必要とされている。

そこで、受注者がBIMを導入する場合は、関係者間での確認が円滑に行われるよう調整等を行い、BIMの活用促進が図られるよう努める。また、BIMモデル作成作業の効率化に資する電子データを工事受注者に提供するよう努める。

(3) 情報共有や検討等の迅速化

現場への指示等の内容の確定に当たって、関係者は設計意図を踏まえた納まり等の調整状況等についての情報を共有し、必要に応じて検討等を行うこととなる。このため、関係者間調整を円滑化するためには、関係者の情報共有や検討等を迅速化する必要がある。次の①及び②の取組を実施する。

① 関係者が一堂に会する会議の早期開催

工事全般に関する情報共有、質疑応答、懸案事項の調整・検討等を目的として、工期の始期日以降、速やかに関係者が一堂に会する会議を開催するとともに、会議を継続的かつ適切な頻度で開催するよう努める。

会議においては、関係者が検討すべき事項を抽出したうえで、各事項について期限や担当する関係者を定め、関係者で共有する。また、発注者が検討すべき事項については、遅滞なく検討を行うとともに、他の関係者が検討すべき事項については、検討状況を把握し、遅滞なく検討が行われるよう調整する。

なお、会議は常に関係者が一堂に会する必要はなく、分野毎に必要な関係者のみに参加を求めるなど、開催時期や目的に応じて適切に参加者を設定する。

② 情報共有システムの活用促進

情報の一元管理による情報共有の迅速化が図られるよう、「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施方針の制定について」(平成26年3月31日付け国営整第247号)等に基づき、情報共有システムの活用の効果が期待できることなどが確認された工事においては、情報共有システムの活用を契約事項とするほか、それ以外の工事においても、工事受注者が情報共有システムの活用を提案した場合は積極的に採用する。

2. 関係者間調整に係る工事受注者等の業務の平準化のために実施する事項

「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について」(平成27年12月25日付け国営計第75号ほか)において、余裕期間制度について、柔軟な工期の設定等を通じて、建設資材や建設労働者などが確保できるよう積極的に活用することとされている。これを受けて、営繕工事においても余裕期間制度を活用しているところである。

余裕期間を設定することで、必要に応じて工事受注者等が関係者間調整の準備をすることが可能となり、特に工事の初期段階において、関係者間調整に係る工事受注者等の業務の平準化に資すると考えられることから、余裕期間制度を更に積極的に活用するよう努める。